

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

熊谷市長

公表日

令和8年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>熊谷市は、熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例及び熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則に基づき、重度心身障害者医療費助成金の支給を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <ul style="list-style-type: none">①受給資格の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務②届出に係る事実についての審査に関する事務③医療費助成の支給に係る事実についての審査に関する事務④受給資格の喪失又は登録事項の変更に関する事務⑤Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務<ul style="list-style-type: none">・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1. 医療助成システム2. 団体内統合宛名システム3. 中間サーバー4. Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
重度心身障害者医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第6項・熊谷市個人番号の利用に関する条例 第3条第1項 別表第1の3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 ・熊谷市個人番号の利用に関する条例第3条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

○. 他の個人情報への関連性

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市福祉部障害福祉課障害福祉係 電話048-524-1111 内線287
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人以上1万人未満 〕 <選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人以上 〕 <選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 <選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[] 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

- <選択肢>
- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
 - 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
 - 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
 - 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
 - 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 - 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
 - 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
 - 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
 - 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[] 十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要のない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。

変更箇所